

令和2年度 第2回
長浜市景観審議会専門部会
会議要点録

長浜市景観審議会

令和2年度第2回長浜市景観審議会専門部会 会議要点録

- 日 時 令和2年7月21日（火） 午後1時00分から午後4時00分まで
- 場 所 長浜市役所1階 多目的ルーム4
- 出席委員 5人
奥貫隆（部会長）、石井良一、武田史朗、大村悟子、松居弘次（敬称略）
- 欠席委員 0人
- 事務局 5人
下司都市建設部長、一居都市計画課長、伊藤副参事、森田主幹、富田主事
- 傍聴人 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、傍聴なし
- 配布資料 資料1 現地視察にかかる行程表
資料2 広域景観形成重点区域内の特定工場におけるみどりの考え方
資料3 広域景観形成重点区域内既存特定工場位置一覧
資料4 航空写真
資料5 広域景観形成重点区域内既存特定工場緑地面積率状況一覧
資料6 堺市緑の工場ガイドライン
資料7 尼崎市工場緑化等の推進基準

○会議要点録

1 開会

- ・下司都市建設部長からあいさつ

2 現地視察

- ・長浜サイエンスパーク、びわ川道工業団地、東上坂工業団地の3か所を視察

3 意見交換

【現地視察を終えた意見等】

（委員）

- ・地被植物のみで緑化を行っているところがあったが、建物自体の意匠が凝っており、工場施設を見せる緑化が効果的に働いていた。
- ・手入れによっても印象が大きく異なり、緑化を行う際は将来像を見据える必要がある。

（委員）

- ・各事業者で創意工夫して緑化されていたが、シンボルツリーを取り入れるなどして工場団地として一体感のある景観形成があるとなおよい。

(委員)

- ・多様な緑化方法がある中で、量的な面だけでなく質的な面で誘導が行えると望ましい。
- ・緑は量的なことが基本ではあるが、最終的には管理で質の差が出てくる。管理という視点をもって効果的な景観誘導を行いたい。
- ・工場敷地だけでなく周辺も含めた全体的な景観づくりができるとうまい。制度にすると複雑になるが、緑地面積率緩和にあたっては、周辺景観への貢献度によって緩和を認めるなど、景観へのメリットの付加を求めたい。

(部会長)

- ・地被植物のみの緑化と低木・中高木・地被植物を組み合わせた緑化では、緑化面積率では差が出るが、どちらも良好な景観形成が図れていた。良好な景観形成という観点からみると、形態に細かく立ち入った指導は必要ないと感じる。

(委員)

- ・ただ量的に緑化をすればいいものではなく、緑の奥に工場が見えて、その営みがわかる緑化があるべき姿に感じた。

(部会長)

- ・単に面積要件だけを満たしているだけでは、不十分である。緑化をすることによってどのような効果を得ようとしているのか見えてくるものであることが望ましい。

(委員)

- ・緑化の考え方を示す際には悪い例を示すとわかりやすくないのではないか。
- ・現地を見てみると姉川からの視点で見える人があるのか疑問に感じた。

【今後の方向性について】

(委員)

- ・緑地を市民に公開するなど、地域社会との関わりは、新しい視点として取り入れる価値はある。

(部会長)

- ・緑地の公開は、行政から強く要請するものではなく、各事業者がその理念等に基づいて考えていくものであるが、緑の考え方のひとつとして提案する価値はある。

(委員)

- ・敷地内の緑を減らす代わりに敷地外で緑を増やすために基金を行うという取組を尼崎市で行っているが、こうした取組も環境保全や地域社会との関わりに波及するもののひとつである。

(事務局)

- ・環境保全等の緑の視点は市全体として必要である。現在改定予定の長浜市みどりの基本計画の中で、基金などによって新たな緑を創出するという考え方を位置づけられないか検討したい。多方面から意見をいただきながら考えていきたい。

(部会長)

- ・本件についてはみどりの基本計画と連動していけるとよい。
- ・景観形成を考えると、工場緑化を工場の敷地だけで考えればよいというものではない。例えば、姉川河川景観形成重点区域であれば、隣接する工場が姉川沿いの緑地と一体的な緑の景観づくりを考えるなどの視点も必要である。みどりの基本計画など上位計画において方向性を示すことができれば事業者へ緑化指導する際に誘導が行いやすい。

(委員)

- ・さまざまな緑化効果を期待するためには、緑化方法の幅を持たせるとよい。

(部会長)

- ・工場と緑の調和は、ひとつひとつ答えは違うが、事業者と地域との間にコンセンサスが感じとれるものであることが望ましい。
- ・また、適度に人の手が加わった緑は周辺に安心感をもたらす。日本は風土上、放置すると藪になってしまう。緑の絶対量が減る中で緑の質を担保するためには、管理という視点が重要である。

(事務局)

- ・事業者が行う緑の管理方法に対して行政としてどのように関わっていくか検討する必要がある。
- ・商工振興課とも連携しながら、事業者側の意見も取り入れ、望ましい方法を検討していきたい。

(委員)

- ・緑が管理されていないと事業者への不信感にもつながり得る。事業者の価値を高めるためにも緑の責任者を配置した管理計画を提出するなど管理体制を整えていく意識付けを行っていくことが必要である。

(部会長)

- ・管理方法で事業者の地域に対する意思が見えてくる。

(委員)

- ・新設工場については、立地の際に補助制度がある。それを利用する場合、環境保全協定を結ぶ必要があるため、その協定の中に維持管理を盛り込んでもらうという方法も考えられる。これについて所管課と調整が必要ではあるが、これから案件審査とする特定工場に対する方針を考えていくうえで、協定締結を項目として盛り込むのもひとつである。
- ・既存工場については、条例や要綱など強制力を持たせたものでないとアプローチが難しいと感じる。

(部会長)

- ・既存工場にまで働きかけることは難しいが、みどりの基本計画改定を機会に長浜市における緑化の考え方を共有していくことができるとよい。
- ・緑は量だけが決め手ではなく、配置や形態でかなり印象が変わってくる。数値だけで判断するのではなく緑化目的や効果もあわせて見ていきたい。
- ・「堺市緑の工場ガイドライン」にあるように、環境的配慮、地域社会との係わり、維持管理など、工場緑化についての基本的な考え方を示すことが大切である。

(委員)

- ・今はドローンやインターネットで上空から工場敷地内の緑化状況を確認することができる。その場合、敷地内の緑化の仕方に工場の品格が表れてくる。

(部会長)

- ・敷地外周の緑化にとどまらず、敷地内部の緑化に対する考え方を示すなど事業者の選択肢を増やす方向で指導していくことが望ましい。
- ・次回はどのように工場緑化の質を確保し、担保していくか、その考え方を事業者にわかりやすく伝えるためにどのような手立てが必要か、議論したい。

5 閉会

- ・一居課長からあいさつ